



ハンズ通信

編集発行

TOUGH SHOP 広島
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051
広島市中区大手町3丁目7-2
TEL. 082(544)6311
FAX. 082(544)6312

うめ

◆ 2月の税務と労務

国 税／令和2年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月1日

国 税／6月決算法人の中間申告

3月1日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間

申告(年3回の場合)

3月1日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人

税の確定申告及び納付

3月1日

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

2月

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	・	・	・	・	・	・

地方税／固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

インボイス制度特設サイト 国税庁がHP上で開設している、消費税の仕入税額控除の方式として導入される「インボイス制度」の情報サイト。制度のQ&A、関係連絡、申請手続、概要の動画説明などが掲載されていて随時、更新されます。制度導入は令和5年10月1日ですが、インボイスの発行事業者の登録申請は今年10月1日から開始されます。



知っておきたい

個人事業者編



では、具体的にどう行うか、どのような判断をしながら行つていくか信用調査機関のY氏の話を聞いてください。

「社長の個人資産を重視すると
どうしたら信用できません」

Y 「得意先、仕入先ともに上位五社を聞きます。得意先については大手ばかり答えるから、本当はどこかをまた聞く。そ

—信用調査をする場合、相手企業にいきなり行くのですか？

Y 「いいえ。まず会社の謄本、会社所在地と社長の住所の土

地・建物の賃本をとります」
—まず、おおよその見当を付け

Y ていくわけですか？

しているか否かは大切です。社長の個人材産がないとなる

「社長の個人賠償がない。がんば
と俄然信用はなくなります」

一 業者企業への面接の時の注意事項を教えて下さい

Y そうですね：同じことを別の角度から聞くのがコツじ

やないかな……。相手に会う前にどのようなことを聞くのか

考えておく：話をしばらく聞いていくうちにウソを言って

いるかチェックできるような聞き方を考えておくのが大切

だと思います。

出しているかを聞いて三〇〇万円位と答えたなら、しばらくしてから割引手形はどれ位あ

一
調査方法

査について、説明します。
なお今回は、個人事業者（法
人の形はとつていますが）に焦
点を当てて話を進めていきます。

一 調査方法

取引先の信用調査は、①取引
先を見る、②取引先の資料を集
める、③取引先と関係のある人
や会社から聞く、ことです。

にどのようなことを聞くのか
考えておく：話をしばらく聞いていくうちにウソを言つて
いるかチェックできるような
聞き方を考えておくのが大切
だと思います。

例えば、支払手形はどの位
出して いるかを聞いて三〇〇
万円位と答えた ら、しばらく
してから割引手形はどれ位あ

した聞き方をするといいでしょ。面接でウソをつくところは銀行に聞くといい。銀行では良い悪いは言わないが、売上げ、借入金といった大体のニュアンスのことを感じ取れます。ただし、銀行に信用されていないといけませんが

二 信用調査会社作成の調査報

さて、次に信用調査会社が株式会社K商事（会社形態はとつてゐるが家族経営の個人商店）を調べた調査報告書（表参照。表は調査会社・調査報告書を要約し作成）を紹介します。

表を見てK商事の経営をイメージして下さい。

まず、調査会社の調査員はK

(表1) 企業要覧

商 号	株式会社 K 商事	代表者	K 田 K 夫				
所 在 地	栃木県 U 市 N 町 × ×		昭和 18 年 × 月 × 日生				
設 立	昭和 44 年 10 月		電話 ○○○○○○○○				
資 本 金	900 万円	決算期	3 月				
事業内容	栃木県内の顧客向けに白米・玄米などの米穀類の販売を行うほか、不動産業を手掛けている。 [主業] 米麦卸 [従業] 貸事務所						
取引銀行	N 信金 (本店)、A (S 支店)、日本政策金融公庫						
従 業 員	0 名						
仕 入 先	G 株式会社、K 商店、一般農家、株式会社 C 社						
得 意 先	社団法人 D 商会、株式会社 E、一般需要者、Y 音楽教室						
業績推移	推定値 (単位:千円) (増加率:%) 2016/3 2017/3 2018/3						
	売上高	19,977	14,016	△ 30.0	12,231		
	営業利益	1,395	1,472	6	740		
	経常利益	114	108	△ 5.0	108		
	当期利益	7	4	△ 43.0	4		
事業構成	米穀販売	60.0			54.3		
	不動産管理・賃貸	40.0			45.7		
評 価	信用要素別	評価					
業 歴 (1 ~ 5)	5	企業活力 (4 ~ 19)	10	1 警 戒 不 要 (86 ~ 100)			
資本構成 (0 ~ 12)	0	合計	41 点	2 差 当り 不 難 (66 ~ 85)			
規 模 (2 ~ 19)	2	加点 (+ 1 ~ + 5)		3 多 少 注 意 (51 ~ 65)			
損 益 (0 ~ 10)	7	減点 (- 1 ~ - 10)		4 一 応 警 戒 (36 ~ 50)			
資金現況 (0 ~ 20)	7			5 警 戒 (35 以下)			
経 営 者 (1 ~ 15)	10						

(表2) 貸借対照表の要旨

(単位:万円)

[資産の部]	[負債の部]
[流動資産]	[流動負債]
現金・預金 30	買掛金 60
売掛金 30	短期借入金 100
商品 280	
未収入金 560	
[固定資産]	[固定負債]
建物 2,300	長期借入金 8,600
その他資産 100	8,760
[資産合計] 3,300	[負債合計] 9,360
	△ 5,460
	[純資産合計] 3,300
	[負債・純資産合計] 3,300

商事の表1と表2を謄本及び現認した上で代表者と面談し報告書を作成します。そして、その結果を次のようにまとめていきます。事業内容については、米穀類の販売を行なうほか、不動産業を手掛けている。本店所在地のテナント収入は安定している。また、マンション(五階建て)は築二〇年程度であり、ファミリー層をターゲットにしている。年間不動産収入は五六〇万円と推定する。資金現況と調達力について

▲解説

某商社は定期的に(一年に一度)全取引先に信用調査会社による信用調査を行っている。また、金融機関においても度々、信用調査会社の信用調査と自行の調査を照合するところもある。対談の中で調査員 Y さんが「儲かっているかどうかは分からぬ。悪い場合や危険な状態にある場合は分かる。」と言いました。ここに、ヒントがあるのではないかと思われます。

は、債務超過であるが、役員借入金を自己資金とみなせば大きな問題はない。しかし、返済財源にあたる当期利益及び非資産費用の減価償却費は借入水準を踏まえると返済能力は充分とは言い難い。金融機関からの上積み支援は期待できないであろう。最近の動向と見通し当社から具体的な公表は得られていないが、総じて業歴は長く、不動産業で売上を下支えしているが、売上を維持するのが困難な状況となつて

令和二年分 確定申告の ポイント



今年も所得税の確定申告時期を迎えました。還付申告は、すでに一月から始まっていますが、二月納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。

以下、令和二年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

(1) 確定申告が必要な人
(主な例)

- ① 個人で事業を行つており納税額がある
- ② 不動産収入があり納税額がある
- ③ 給与が年間二千万円を超える
- ④ 二か所以上から給与をもらつて いる
- ⑤ 同族会社の役員等で、その

基礎控除額については合計所得金額が二、四〇〇万円以下の者の控除額が四八万円に引き上げられた一方、二、四〇〇万円超は三三万円、二、四五〇万円超は一六万円となり、二、五〇〇万円を超えると基礎控除額は〇円となります。

(2) 扶養親族等の合計所得金額
要件等の改正

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を四八万円以下の者とともに、源泉控除対象配偶者は九五万円以下、配偶者特別控除の対象とな

2 令和二年分の主な留意点

(1) 基礎控除の見直し

(1) 基礎控除の見直し

2 令和二年分の主な留意点

(7) 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える人(主な例) 所得税の還付を受けられる

⑥ 会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている
⑦ 令和二年中に土地等の譲渡があった

（4） 下である
・事実上婚姻関係と同様の状況
　　ではない（住民票に未届の妻又
　　は未届の夫である旨の記載が
　　ない）

（2） 寡婦控除の対象は、合計所
　　得金額が五〇〇万円以下で、夫
　　と離婚した後婚姻をせず扶
　　養親族がいる人、夫と死別し
　　た後婚姻をしていない者又は
　　夫の生死が明らかでない者と
　　されました。

また寡婦控除の特例は廃止
されました。

青色申告特別控除の見直し

・ その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が四八万円以下の者）を有する
・ 合計所得金額が五〇〇万円以

る配偶者は四八万円超一三三万円以下、勤労学生は七五万円以下に引き上げられています。

① (3) ひとり親控除の創設等

寡婦控除が見直され、現に婚姻していない者のうち、次の要件を満たすものである場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金

（2） その年分の所得税確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等を提出期限までに $e - T_{a x}$ を使用して行うことなお、一〇万円の青色申告特別控除を受けるための要件は、変更ありません。

（5） 紹与所得控除の見直し

紹与所得控除額が一律一〇万円引き下げられるとともに、紹与収入が八五〇万円を超えると、一九五万円が上限となります。

（1） その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法に定める「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算

取引を正規の簿記の原則に従つて記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が一〇万円引き下げられ五五万円となる一方、取引を正規の簿記の原則に従つて記録している者で、次の要件のいずれかを満たす場合は、引き続き控除額が六五万円とされました。

表1 所得税額速算表(令和2年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額 = $((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
1,950,000円	1,950,000円	5%	0円	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$ $((A) \times 10\% - 97,500円) \times 102.1\%$		
3,300,000	3,300,000	10	97,500	$((A) \times 20\% - 427,500) \times 102.1\%$		
6,950,000	6,950,000	20	427,500	$((A) \times 23\% - 636,000) \times 102.1\%$		
9,000,000	9,000,000	23	636,000	$((A) \times 33\% - 1,536,000) \times 102.1\%$		
18,000,000	18,000,000	33	1,536,000	$((A) \times 40\% - 2,796,000) \times 102.1\%$		
40,000,000	40,000,000	40	2,796,000	$((A) \times 45\% - 4,796,000) \times 102.1\%$		
	—	45	4,796,000			

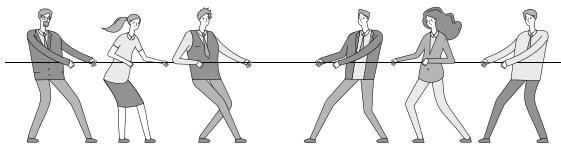
表2 確定申告書チェック表

(令和2年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費 (※セルフメディケーション税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)。
	寄附金	医療費控除の明細書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成10.1.2~平成14.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦控除	いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額500万円以下の者(夫と死別の場合は扶養親族要件なし、夫と離婚の場合は扶養親族要件あり)が対象です。
	ひとり親控除	対象となる要件を満たしていますか(右ページ参照)。
	配偶者控除 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除額は、最高38万円です(老人控除対象配偶者の配偶者控除は最高48万円)。
税額から差し引かれる金額	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。
		控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
	住宅ローン控除	申告書の住宅借入金等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。
		添付書類の不足はないですか。
		(1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか
		(2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
その他	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があつても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

職場の紛争解決援助制度



一 援助の概要

紛争解決援助制度には、大きく分けると都道府県労働局による援助と調停委員（弁護士や学識経験者、社会保険労務士などの労働問題の専門家）による調停の二種類があります。それぞれの特徴や流れは次のとおりです。

(一) 都道府県労働局長による援助（助言・指導・勧告）

調停に比べると簡単な手続きで迅速に解決してもらうことが可能で、次の流れにより行われます。

① 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）に援助を申し出ます。電話・手紙（連絡先記載）でも申出をすることができます。申立書等の文書は必要とされています。

② 雇用環境・均等部（室）が労働者と事業主の双方から話を聞きます。紛争の内容等の把握に必要があり、労働者と事業主の了承を得た場合に

均等の取扱い、育児・介護休業、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理、職場におけるパワーハラスメント等について民事上のトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の

申出により、都道府県労働局において、トラブルの早期解決に向けた援助が行われています。

今回は、援助の概要などを説明します。

③ 双方の話を踏まえ、問題関

係解決に必要な助言・指導・勧告の援助が行われます。

当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行することにより問題が解決します。

一方、次の場合には援助の打ち切りとなります。

・本人の死亡、法人の消滅等があつた場合

・被申立者が非協力的で、度重なる要請にもかかわらず事務聴取に応じない場合

・対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合

など

(二) 調停会議による調停

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合には、こちらを活用します。

① 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）に調停申請

書（厚生労働省のホームページからダウンロード可）を提出します。電子申請も可能です。

・当事者間で和解が成立した場合

・他の関係当事者が調停に非協力的で度重なる説得にもかかわらず出席しない場合

・対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合

など

・当事者双方が調停案を受諾することにより問題が解決します。

一方、次の場合には調停打ち切りとなります。

・本人の死亡、法人の消滅等があつた場合

・調停案の受諾を当事者双方に勧める

・調停案の作成

・調停案の受諾を当事者双方に勧める

・労働者その他参考人からの意見聴取（必要があると認めたとき）

の申立てに基づき、必要があると認められるとき）

同一の事業所に雇用される労働者その他参考人からの意見聴取（必要があると認めたとき）

・男女雇用機会均等法

・育児・介護休業法

・パートタイム・有期雇用労働法

・労働施策総合推進法

これらの法律は令和二年に改正法が施行され、それぞれの施行日以降、紛争解決援助および調停の対象者や対象となる事案の追加が行われています。

(一) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法

次の事項について、労働者が相談を行ったことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが、紛争解決の援助および調停の対象として加わりました（すべての規模の企業において令和二年六月一日施行）。

① 職場におけるセクシャルハラスメント

② 妊娠、出産等に関するハラスメント

③ 育児休業、介護休業等に関するハラスメント

(二) パートタイム・有期雇用労働法

次の事項が改正による変更点です（令和二年四月一日施行。ただし、中小企業は令和三年四

月一日施行）。

有期雇用労働者が紛争解決の申立て、調停の申請を可能とする。

通常の労働者とパートタイ

ム労働者、有期雇用労働者との間の不合理な待遇差や待遇の相違の内容、理由に関する説明を紛争解決の援助および調停の対象とする。

② 通常の労働者とパートタイ

ム労働者、有期雇用労働者との間の不合理な待遇差や待遇の相違の内容、理由に関する説明を紛争解決の援助および調停の対象とする。

三 主な援助対象

前掲の「二」援助対象の追

加」で触れたもの以外にも紛争

るもの又は対象外とされるもの

がありますので、いくつかを抜

粋して紹介します。

詳細は、厚生労働省ホームページ等にてご確認ください。

（一）都道府県労働局長による援

助

（二）都道府県労働局長による援

助

（三）都道府県労働局長による援

助

（四）都道府県労働局長による援

助

（五）都道府県労働局長による援

助

（六）都道府県労働局長による援

助

（七）都道府県労働局長による援

助

（八）都道府県労働局長による援

助

（九）都道府県労働局長による援

助

（十）都道府県労働局長による援

助

（十一）都道府県労働局長による援

助

（十二）都道府県労働局長による援

助

（十三）都道府県労働局長による援

助

（十四）都道府県労働局長による援

助

（十五）都道府県労働局長による援

助

同視すべきパートタイム労働者に対する差別的取扱い

者に対する差別的取扱い

パソコンのキーボードの配列

パソコンのキーボードはアルファベット部分の上段が「QWERTY」の順に並んでいます。なぜこのような配列のキーボードが一般的になっているのでしょうか。

実は、これよりも早い打鍵を可能にするキーボードは、今まで多数提案されてきました。1930年代のDvorakキーボードが良く知られた例です。

しかし、なぜ速いと分かっているキーボードが主流にならなかったのか。

経済学者のポール・デイヴィッドは、「QWERTYキーボードは、1867年のショールズらのタイプライターの発明にまで遡る。当時のタイプライターは速い打鍵が続くと絡まりや衝突が頻繁に引き起こすという問題を抱えていた…。

この問題を解決する過程で、QWERTYに近いキー配列が考えられた。そして、E.レミントン・アンド・サンズ社が市場

に出すことになった」と話しています。

しかし、1890年代は多くの代替的機能を持ったタイプライターが市場に出てきた時代であり、決してQWERTYキーボードが市場を支配したわけでもなかったそうです。

そして、技術的進歩にもかかわらず、1890年代半ばにはQWERTY配列がユニバーサルなものとして確立するに至りました。

デイヴィッドは、タイプライターがすでに大きな複雑系の一部となっていたからと言います。つまり、そこにはタイプライターの製造業者、タイピングのオペレーターやタイピングスキルを訓練する公的・私的な組織が背後にあったからと説明します。

この例から得られる教訓は、現在の世界がなぜ今あるような姿をしているのかを理解するには、歴史的プロセスを内包したシステムになっている、という経路を考える必要があるということではないでしょうか。

主人公は選手か“データ”か

「2001年に米国に来てから、2019年の野球はまったく違うものになりました。頭を使わなくてもできてしまう野球になりつつあるようなー」

シアトル・マリナーズ等に在籍していたイチロー氏は引退会見の中でメジャーリーグ(MLB)の変化をこう語っています。

その変化の例が「フライボール革命」。これは膨大な集積データの結果、フライ(空中高く上がった飛球)を打ち上げることがより高い確率で得点に貢献するという打撃理論。その風潮は日本にも及んでいて、高校球児たちも積極的にフライを打ち上げるようになってきているそうです。

もはやビッグデータからはじき出される予測を重視して、競技のあり方からチームの戦術等までもデータに支配されるようになるー。

イチロー氏の発言は、まさに“野球というスポーツの主人公は誰なのか”という問い合わせでしょう。

会社危機に戦う

長く会社を経営していると「倒産」が脳裡によぎった経験をされた方も多いはずです。それらの方に危機の乗り越え方の話を聞くと、「絶対に会社を潰さない」との信念の下、「人の英知とまわりの助け」がいたという共通点があるようになります。他人は、「運が良かつたですね」と言います。かとも知れませんが、そこ

にはブレンの哲学があり、そこにはエネルギーを集中させたという必然の結果であるようです。

①型コロナ対策では、昨年三月からの新規社員と関係者の感染の予防には、エネルギーを集中させたとい

う結果です。

②運転資金の確保と防止対策

③社員の雇用維持宣言

④方針の策定と展開(活動の優先順位をつける)

⑤実行していきます。